

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	やまびこ総合支援センター
件 名	送迎用マイクロバス賃貸借（リース）契約
保 管 場 所	物件番号2 大津市和邇中176番地の1 物件番号3 大津市萱野浦1番11号
概 要	北部子ども療育センターにおいて、利用者送迎のために運行しているバスのうち、北部子ども療育センター送迎バスのうち1台は平成22年から運行しており、車体の老朽化が進み、傷みが激しくなってきたことから、新しい車両に更新する。 また、令和5年度に東部子ども療育センターの増築を行い、利用者が増加するため、新たに送迎バス1台を増車する。
契 約 期 間	物件番号2 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 物件番号3 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
契 約 年 月 日	物件番号2 令和5年9月8日 物件番号3 令和5年9月8日
契 約 金 額	物件番号2 12,883,200円 物件番号3 12,883,200円
契約の相手方	〔所在地〕大阪府大阪市中心区伏見町4-1-1 〔名 称〕三菱オートリース株式会社 大阪営業一部
契約相手方の選 定 理 由	本件の入札については、令和5年4月5日、同年5月19日、同年7月10日付けで仕様書等の条件を変更しながら、一般競争入札公告を行ったが、当該業者以外から入札参加資格確認申請書の提出がなかった。 本入札については、大津市の一般的な公用自動車賃貸借（リース）契約と同様に、大津市競争入札参加有資格者名簿への登録を参加条件としており、三菱オートリース株式会社の登録はされていたが、登録委任先の営業所が異なっていたため、入札の参加資格としては認められず、入札参加不可とした。 しかしながら、現在の車体の老朽化状況及び東部子ども療育センターの定員増の時期を考慮すると、条件を変更して再入札を行った場合、納期が間に合わないことで療育送迎業務に支障を生じることから、期限内に納入が見込める唯一の業者である三菱オートリース株式会社大阪営業一部と随意契約にて賃貸借（リース）契約する。

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
----------------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。